

雇用ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 介護事業所の管理者に能力のある育児中の女性の登用を可能にすべき	1
2 - 有料職業紹介にて禁止業務である建設業務の解禁	1
3 - 委託募集の一部解禁(有料職業紹介)	2
4 - 職業紹介事業者間の業務提携関係	2
5 - 求人の全件受理義務の緩和	2
6 - (職業紹介登録及び労働者派遣登録)許認可における口座残高要求の是正□	3
7 - 求職者の犯罪歴などの確認について	3
8 - 求職者の既往症などの確認について	4
9 - 時間にとらわれない新たな労働制度の構築	4
10 - シルバー人材センターの労働時間の制約緩和について	5

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	26年 10月9日	26年 10月21日	介護事業所の管理者に能力のある育児中の女性の登用を可能にすべき	<p>訪問介護事業所の指定更新にあたり、育児中の能力ある女性従業員を管理者として登録したところ、茨城県介護保険室から「認められない」との回答をいただきました。理由は当該女性従業員が育児時短勤務をしているため、管理者としての要件である常勤と認められないとのこと。厚労省老健局に確認しましたが、「通知等で育児時短の分は勤務時間ではないため、常勤と認められないことになっている」とのことです。当方からの「では当該女性従業員を管理者にするには、当社全員の社員の常勤を32時間勤務にするか、育児時短をさせるなどということか」との質問には「通知等でそのように規定されているとしか申せません」とのことでした。当社では、常勤の要件を満たす別の社員を管理者として登録する予定です。しかし、本来、管理者は勤務時間によらず、能力と管理実態によって登録されるべきものであり、それでこそ統制のとれた事業遂行ができると考えております。また申すまでもなく、労働人口の減少、女性の活躍、育児支援の時代の流れにあって、上記施策は地域の活力を損なうものではないでしょうか。即刻の通知変更を求めるものです。</p>	民間企業	厚生労働省
2	26年 10月31日	26年 11月21日	有料職業紹介にて禁止業務である建設業務の解禁	<p>有料職業紹介(人材紹介)事業にて禁止されている業務の内、建設業を解禁をお願いしたい。建設技能工(大工・型枠工)などの職人は過去の手配士や日雇いという観点から禁止されてきた。しかし復興需要、オリンピック需要、マンションの大規模修繕、国土強靱化法によるインフラ整備などで、益々技能工必要とされている。日雇い、社会保険の問題も残る中で、正社員雇用限定(無期・保険加入)の技能工の求人のみ有料職業紹介(人材紹介)事にて解禁をし、労働力の最適化を希望する。</p>	ヒューマンタッチ(株)	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	26年 10月31日	26年 11月21日	委託募集の一部解禁 (有料職業紹介)	グループ会社の中で人事採用をシェアードサービスで一括して行っている場合、当該親会社との人材紹介契約で、他の子会社への有料職業紹介も可能としたい。現在は子会社の募集を親会社が委託する場合、労働局(厚生労働大臣)への届け出が必要。会社法でいう子会社(議決権1/2以上)であれば労働局への届け出なしにしたい。子会社が人事採用をシェアードで行う場合も同様としたい。	ヒューマンタッチ(株)	厚生労働省
4	26年 10月31日	26年 11月21日	職業紹介事業者間の業務提携関係	有料職業紹介の許可を受けていなくとも、有料職業紹介事業者からの転職決定者に限り業務提携を可能としたい。転職決定者(A)からの紹介を受けた知人(B)が有料職業紹介事業者経由で決定したら転職決定者(A)にインセンティブをフィードバックしたい。それにより優良な人材紹介事業者は転職決定者が増え、反対に求職者からの評価が低い人材紹介事業者は厳しくなることから、人材紹介会社の質向上にも貢献すると考える。	ヒューマンタッチ(株)	厚生労働省
5	26年 10月31日	26年 11月21日	求人者の全件受理義務の緩和	現在、求人求職は全件受理義務がある。紹介が困難な求人であっても、申し込みがあった場合、受理する必要があるとあり、申し込みの受理により、求人者より紹介がないと、クレームになる可能性がある。例えば反社会的勢力の企業やブラック企業からの求人を受理しない選択が可能になれば、申し込みにかかる時間が削減でき、クレームの可能性を減らすことができる。	ヒューマンタッチ(株)	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
6	26年 10月31日	26年 11月21日	(職業紹介登録及び労働者派遣登録)許認可における口座残高要求の是正	<p>職業紹介登録及び労働者派遣業登録をするにあたり、銀行預金口座に一定金額以上の残高を求める規制がある(職業安定法31条1項1号及び労働者派遣法7条1項4号)。一方、民間企業においては、資金効率を向上させ、より効率的且つ起動的な資金運用と投資活動を目的として、グループ会社間でキャッシュマネージメントシステムを導入している場合がある。具体的には、企業グループ内の現金をグループ内の特定の会社が維持する預金口座に集約し、個々のグループ会社でも預金口座は維持するものの、その残高は事実上0円とする資金の集中管理である。</p> <p>しかし、厚生労働省の規定(規制)では、かかるキャッシュマネージメントシステムにより企業グループ内の特定の会社に集中した資金は、「職業紹介登録及び労働者派遣業登録の観点から口座残高に一定金額を維持する」という条件を満たさないとされている。つまり、企業が自由裁量にて処分できる現金の額が、厚生労働省が求める金額を事実上はるかに超えていたとしても、上記2法の条件を満たさないことになる。これでは、職業紹介登録及び労働者派遣業登録を求める市場参加者がこれを断念する結果となりかねない。</p> <p>そもそも法の趣旨は、被害者救済のための最低限の資金があることを担保することであると考える。法の趣旨に基づいた形に早急に是正すべきである。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省
7	26年 10月31日	26年 11月21日	求職者の犯罪歴などの確認について	<p>求人者(採用企業)は紹介手数料を支払ってまで人材を求めており、紹介された人材が問題を抱えていないことの担保を求めていると考えられる。</p> <p>反社会的勢力を特定するためにも犯罪歴等センシティブな質問を求職者の登録時にのみヒアリングを可能とするような特例があれば、求人者の要求に応えられ、また入社後のトラブル回避にもつながる。</p>	ヒューマンタッチ(株)	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
8	26年 10月31日	26年 11月21日	求職者の既往症などの確認について	<p>求人者(採用企業)は紹介手数料を支払ってまで人材を求めており、紹介された人材が問題を抱えていないことの担保を求めていると考えられる。</p> <p>安全性に関わる職務に限り既往症の質問を求職者の登録時にのみヒアリングを可能とするような特例があれば、求人者の要求に応えられ、また入社後の事故回避にもつながる。</p> <p>安全性に関わる業務の一例として医師、看護師、薬剤師、施工管理、施設設備管理、調理士等が挙げられる。</p>	ヒューマンタッチ(株)	厚生労働省
9	26年 10月31日	26年 11月21日	時間にとられない新たな労働制度の構築	<p>【具体的な内容】 「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな労働時間制度を適用できるようにする。その際、健康診断の複数受診の推進、産業医によるコンサルテーションの積極活用等、従業員の健康管理の枠組みを整備させる。</p> <p>(注)知識社会型対応企業:「モノ」ではなく「知識と情報」が主たる資産となる「知識社会」において、「知識と情報」を源泉とした高付加価値のサービスを提供することを中心的な活動とする企業。</p> <p>【提案理由】 グローバル化に伴う地球時間への対応、時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイル、成果に基づく業績評価など、現行の硬直した労働法制になじまない職種、仕事、働き方が拡大しているが、それらに十分対応できていない。</p> <p>雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業務評価ができるようになり、従業員においては、より柔軟で自分の生活スタイルに合った働き方が可能になる。これらの結果、地元企業等の労働生産性の向上が図られる。</p>	(一社)新経済連盟	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
10	26年 10月31日	26年 11月21日	シルバー人 材センター の労働時間 の制約緩和 について	<p>現在、高齢者の方は地域で中心的に活躍されており、今後の高齢化社会に向けては、ますます、地域への貢献が重要になってくるものと考えます。</p> <p>シルバー人材センターの方がより地域貢献しやすい環境づくりとなるよう、シルバー人材センターの業務にある、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務の定義について見直しを提案します。</p>	岡山県 真庭市	厚生労働省